

別表第三 略	第一第四号に掲 げる建築材料 第一第十三号に 掲げる建築材 料	略
-----------	---	---

別表第三 略	第一第四号に掲 げる建築材料 第一第十三号に 掲げる建築材 料	略
-----------	---	---

建築基準法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

改 正 案	現 行
目次	
第一章 略	
第二章 略	
第一節 略	
第一節の二 開口部の少ない建築物等の換気設備（第二十条の二・第二十条の三） ・第二十条の三）	第一節の二 換気設備（第二十条の二・第二十条の三）
第一節の三 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置（第二十条の四・第二十条の七）	第一節の二 換気設備（第二十条の二・第二十条の三）
第二節～第四節 略	第二節～第四節 略
第三章～第十一章 略	第三章～第十一章 略
附則	

（建築物の建築に関する確認の特例）

第十三条の二 法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の二において準用する場合にあつては第二号。以

（建築物の建築に関する確認の特例）

第十三条の二 法第六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項（法第八十七条第一項及び法第八十七条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次の各号（法第八十七条第一項において準用する場合にあつては第一号及び第二号、法第八十七条の二において準用する場合にあつては第二号。以

ドの条において同じ。)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一・二 略

三 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の二分の一以上であるもの又は五十平方メートルを超えるものを除く。)次に定める規定

イ 法第二十条から法第二十五条まで、法第二十七条、法第二十八条、法第二十九条、法第三十一条第一項、法第三十二条、法第三十三条、法第三十五条から法第三十五条の三まで及び法第三十七条の規定

ロ 第二章(第一節の三、第三十二条及び第三十五条を除く。)、第三章(第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第四章から第五章の二まで、第五章の四(第二節を除く。)及び第一百四十四条の三の規定

ハ 略

四 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定

イ 略

ロ 第二章(第二十条の三、第一節の三、第三十二条及び第三十五回を除く。)、第三章(第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第四章から第五章の二まで、第五章の四(第二節を除く。)及び第一百四十四条の三の規定

ハ 略

下この条において同じ。)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一・二 略

三 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち防火地域及び準防火地域以外の区域内における一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の二分の一以上であるもの又は五十平方メートルを超えるものを除く。)次に定める規定

イ 法第二十条から法第二十五条まで、法第二十七条から法第二十九条まで、法第三十一条第一項、法第三十二条、法第三十三条、法第三十五条から法第三十五条の三まで及び法第三十七条の規定

ロ 第二章(第三十二条及び第三十五条を除く。)、第三章(第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第四章から第五章の二まで、第五章の四(第二節を除く。)及び第一百四十四条の三の規定

ハ 略

四 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物のうち前号の一戸建ての住宅以外の建築物 次に定める規定

イ 略

ロ 第二章(第二十条の三、第三十二条及び第三十五条を除く。)、第三章(第八節を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第四章から第五章の二まで、第五章の四(第二節を除く。)及び第一百四十四条の三の規定

ハ 略

ては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第一百十九条、第五章の四(第一百二十九条の二の五第一項第六号及び第七号並びに第二節を除く。)及び第一百四十四条の三の規定

ハ 略

第一節の二 開口部の少ない建築物等の換気設備

第一節の三 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置

(発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質)

第二十条の四 法第二十八条の二の政令で定める技術的基準で建築材料に係るものは、次のとおりとする。

一 建築材料にクロルビリホスを添加せず、又はクロルビリホスをあらかじめ添加した建築材料を用いないこと。ただし、その添加から長期間経過していることその他の理由によりクロルビリホスを発散するおそれがないものとして国土交通大臣が定める建築材料については、この限りでない。

大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。)、第一百十九条、第五章の四(第一百二十九条の二の五第一項第六号及び第七号並びに第二節を除く。)及び第一百四十四条の三の規定

ハ 略

第一節の二 換気設備

第一節の三 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置

(発散により衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質)

第二十条の四 法第二十八条の二の政令で定める技術的基準で建築材

料に係るものは、次のとおりとする。

一 建築材料にクロルビリホスを添加せず、又はクロルビリホスをあらかじめ添加した建築材料を用いないこと。ただし、その添加から長期間経過していることその他の理由によりクロルビリホスを発散するおそれがないものとして国土交通大臣が定める建築材料については、この限りでない。

二

居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下この節において同じ。）の壁、床及び天井（天井のない場合は、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において「内装」という。）の仕上げには、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一一ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）又は夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超える〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）又は冬季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超える〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を用いるときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に次の表・の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に同表・の項に定める数値を乗じて得た面積（居室の内装の仕上げ

料」という。）を用いないこと。

三 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超える〇・一一ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）又は夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超える〇・一二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）又は冬季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超える〇・〇二ミリグラム以下の量のホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料（以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）を用いるときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に次の表・の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いる内装の仕上げの部分の面積に同表・の項に定める数値を乗じて得た面積（居室の内装の仕上げ

	室	受けた居	国土交通大臣の認定	国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくして、國の居室	その他の居室	住宅等の居室	換気回数が〇・七以上			住宅等の居室	住宅等の居室以外の居室
							機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、國の居室	機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、國の居室	機械換気設備を設け、又はこれに相当する換気が確保されるものとして、國の居室		
一・二	室	受けた居	国土交通大臣の認定	国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくして、國の居室	その他の居室	住宅等の居室	〇・七以上	〇・七以上	〇・七以上	住宅等の居室	住宅等の居室以外の居室
一・八	室	受けた居	国土交通大臣の認定	国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくして、國の居室	その他の居室	住宅等の居室	〇・七以上	〇・七未満	〇・五以上	住宅等の居室	住宅等の居室以外の居室
〇・八八	室	受けた居	国土交通大臣の認定	国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくして、國の居室	その他の居室	住宅等の居室	〇・七以上	〇・七未満	〇・五以上	住宅等の居室	住宅等の居室以外の居室
一・四	室	受けた居	国土交通大臣の認定	国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくは国土交通大臣が定めた構造方法を用い、若しくして、國の居室	その他の居室	住宅等の居室	〇・七以上	〇・七未満	〇・五以上	住宅等の居室	住宅等の居室以外の居室
三・〇											

に第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を用いるときは、これらの面積の合計）が、当該居室の床面積を超えないこと。

備考
 1) 本表において、住宅等の居室とは、住宅の居室並びに下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び家具その他これに類する物品の販売業を営む店舗の売場（常時開放された開口部を通じてこれらと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む。）をいうものとする。

- 2) 本表において、換気回数とは、次の式によつて計算した数値をいうものとする。
- $$n = \frac{V}{A_h}$$

3) 本式において、n、V、A及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n | 一時間当たりの換気回数

V | 機械換気設備の有効換気量（次条第一項第一

号口に規定する方式を用いる機械換気設備で同

号口・から・までに掲げる構造とするものにつては、同号口・に規定する有効換気換算量）

（単位 一時間につき立方メートル）

h | 居室の床面積（単位 平方メートル）

A | 居室の天井の高さ（単位 メートル）

- 2) 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・一二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項及び第四項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。
- 3) 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇二ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの（次項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）については、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。
- 4) 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積一平方メートルにつき毎時〇・〇〇五ミリグラムを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。
- 5) 次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける建築物の居室については、第一項第二号及び第三号の規定は、適用しない。

備に係るものは、次のとおりとする。

「居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設ける」と。

イ 機械換気設備（口に規定する方式を用いるもので口・から・までもに掲げる構造とするものを除く。）においては、第一百二十九条の二の六第一項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

・ 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。）において同じ）、が、次の式によつて計算した必要有効換気量以上である」と。

$$Vr = \frac{C}{h} A h$$

「 V_r 」の式において、 V_r 、 A 、 h 及び C は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

h 前条第一項第三号の表備考一の号に規定する住宅等の居室（次項において単に「住宅等の居室」という。）にあつては〇・五、その他の居室にあつては〇・三

A 居室の床面積（単位 平方メートル）

h 居室の天井の高さ（単位 メートル）

一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量が、当該二以上の居室のそれぞれ

の必要有効換気量の合計以上であること。

・ 及び・に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである」と。

口 居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備においては、第一百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次に掲げる構造とする」と。

次の式によつて計算した有効換気換算量がイ・の式によつて計算した必要有効換気量以上であるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである」と。

$$Vr = Q \frac{C - C_p}{C} + V$$

この式において、 V_r 、 Q 、 C 、 C_p 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 有効換気換算量（単位 一時間につき立方メートル）

Q 浄化して供給する空気の量（単位 一時間につき立方メートル）

C 净化前の空気中に含まれるホルムアルデヒドの量（単位 一立方メートルにつきミリグラム）

C_p 浄化して供給する空気中に含まれるホルムアルデヒド

ヒドの量（単位 一立方メートルにつきミリグラム）

△ 有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

- 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれとの必要有効換気量の合計以上であること。
- 及び、に掲げるもののほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするためには必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

八 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第二百二十九条の二の六第三項の規定によるほか、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大臣の認定を受けた構造とすること。

二 法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートルを超える地下街に設ける機械換気設備（一の

居室のみに係るものを除く。）又は中央管理方式の空気調和設備にあつては、これらの制御及び作動状態の監視を中央管理室において行うことができるものとすること。

2 前項の規定は、同項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの認定を受けた居室については、適用しない。

ヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる住宅等の居室若しくはその他の居室又は国土交通大臣の認定を受けた住宅等の居室若しくはその他の居室については、適用しない。

（接合）

第六十七条 前一条（第二十条の五第一項第一号を除く。）の規定

は、一年を通じて、当該居室の人が通常活動することが想定される空間のホルムアルデヒドの量を空気一立方メートルにつきおむね〇・一ミリグラム以下に保つことができるものとして、国土交通大臣の認定を受けた居室については、適用しない。

（接合）

第六十七条 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される

鋼材が炭素鋼である場合は高力ボルト接合、溶接接合若しくはリベット接合（構造耐力上主要な部分である縫手又は仕口に係るリベット接合にあつては、添板リベット接合）又はこれらと同等以上の効力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた接合方法に、接合される鋼材がステンレス鋼である場合は、高力ボルト接合又は溶接接合に、それよらなければならない。ただし、軒の高さが九メートル以下で、かつ張り間が十三メートル以下の建築物（延べ面積が三千平方メートルを超えるものを除く。）について、ボルトが継まないようコンクリートで埋め込む場合、ナットの部分を溶接し、又はナットを二重に使用する場合その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め

二 物品販売業を営む店舗（床面積の合計が千五百平方メートルを超えるものに限る。第一百一十二条第一項、第一百二十四条第一項及び第一百二十五条第三項において同じ。）の用途に供する階でその階に売場を有するもの

三 次に掲げる用途に供する階でその階に客席、客室その他これらに類するものを有するもの（五階以下の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えて、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第一百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である五階以下の階でその階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えないものを除く。）

イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバーの用途に供するハヌードスタジオその他これに類する興行場（劇場、映画館又は演芸場に該当するものを除く。）

ロ 個室付浴場業その他客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設

ホ 店舗型電話異性紹介営業その他これらに類する営業を営む店舗

四 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉施設等の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における寝室の床面積の合計が、それぞれ百平方メートルを超えるもの

五 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの

イ ホテル、旅館若しくは下宿の用途に供する階でその階における宿泊室の床面積の合計、共同住宅の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における寝室の床面積の合計が、それぞれ百平方メートルを超えるもの

六 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの

イ 六階以上の階でその階に居室を有するもの（第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えて、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第一百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である五階以下の階でその階の居室の床面積の合計が百平方メートルを超えないものを除く。）

ロ 五階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては二百平方メートルを、その他の階にあつては百平方メートルを超えるもの

2・3 略

（型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定）

第一百三十六条の二の九 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規

（型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定）

第一百三十六条の二の九 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に掲げる規

二 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバーの用途に供する階でその階に客席を有するもの（五階以下の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルをこえず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第一百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である五階以下の階でその階の居室の床面積の合計が百平方メートルをこえないものを除く。）

三 病院若しくは診療所の用途に供する階でその階における病室の床面積の合計又は児童福祉施設等の用途に供する階でその階における居室の床面積の合計又は寄宿舎の用途に供する階でその階における寝室の床面積の合計が、それぞれ百平方メートルを超えるもの

五 前各号に掲げる階以外の階で次のイ又はロに該当するもの

イ 六階以上の階でその階に居室を有するもの（第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が百平方メートルをこえず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で第一百二十三条第二項又は第三項の規定に適合するものが設けられているものを除く。）

ロ 五階以下の階でその階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては二百平方メートルを、その他の階にあつては百平方メートルをこえるもの

2・3 略

定とする。

一 建築物の部分で、門、堀、改良便槽、屎尿処理槽及び合併処理
淨化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するも
の（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの 次に掲げる
規定

イ 法第二十条第二号、法第二十一条から法第二十七条まで、法
第二十八条（第一項を除く。）、法第二十九条の二から法第三
十条まで、法第三十一条第一項、法第二十三条、法第三十四条
、法第三十五条の一、法第三十五条の三、法第三十七条、法第
三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び堀
に係る部分並びに法第六十六条を除く。）及び法第八十四条の
二の規定

口 略

一 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表
の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（「これらの規定中建築
物の部分の構造に係る部分に限る。」）

建築物の部分	一連の規定
略	略
換気設備	イ 法第二十八条の二及び法第三十 七条の規定 ロ 第二十条の六第一項第一号（國 土交通大臣が定めた構造方法のう ちその指定する構造方法に係る部

口 略

一 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表
の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（「これらの規定中建築
物の部分の構造に係る部分に限る。」）

建築物の部分	一連の規定
略	略

定とする。

一 建築物の部分で、門、堀、改良便槽、屎尿処理槽及び合併処理
淨化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するも
の（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもの 次に掲げる
規定

イ 法第二十条第二号、法第二十一一条から法第二十七条まで、法
第二十八条（第一項を除く。）、法第二十九条、法第三十条、
法第三十一条第一項、法第三十三条、法第三十四条、法第三
十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五
節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び堀に係る部分
並びに法第六十六条を除く。）及び法第八十四条の二の規定

口 略

一 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表
の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（「これらの規定中建築
物の部分の構造に係る部分に限る。」）

建築物の部分	一連の規定
略	略
略	分に限る。）の規定

建築物の部分	一連の規定
略	略
略	略